

認知症になっても地域で安心して暮らせるように

『ささえ愛ネットワーク模擬訓練2025』を行ないます

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班 ☎096-248-1126 ▲市ホームページ



認知症により行方不明者が発生した場面を想定し、地域の皆さんが声のかけ方や、通報の仕方を学ぶ訓練です。ご家族や近所の皆さんと一緒に、ぜひご参加ください。

認知症を“自分事”に

近年、認知症により行方不明となる高齢者が増え、地域での見守りが欠かせなくなっています。また、厚生労働省によると、令和22年には、65歳以上の3人に1人が、認知症か、その前の段階の『軽度認知障害』になると予測されています。

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、認知症を理解した住民同士で助け合い、支え合う地域社会を一緒に作りましょう。

- ▶とき 11月22日(土) 午前9時～11時45分
- ▶ところ 西合志中学校体育館 (野々島4393-1)
- ▶対象 市内にお住まいの人
- ▶参加方法 当日会場に直接お越しください
- ▶訓練内容 右表のとおり



時間	ところ	内容
午前9時～	西合志中学校体育館	認知症の人への声かけの仕方、接し方を学びます。
午前10時10分～10時55分	西合志中央小学校区内の道 (オレンジ色の旗を立てています)	認知症により行方不明者が発生した場面を想定し、声かけ訓練を行います。
午前11時20分～11時45分	西合志中学校体育館	意見交換会

1人で悩まず話しましょう

認知症家族のつどい

●問い合わせ先 市社会福祉協議会 地域福祉課 ☎096-242-7007

認知症の人の介護を通じて、症状に困惑したり、対応に悩んだりしていませんか。『認知症家族のつどい』は、同じ悩みを持つ家族が集まり、今抱えている問題や不安などを話すことでリフレッシュしてもらう場所です。また、医療機関からの参加もありますので、情報提供や身近な相談の場所としても利用できます。

1人で悩まず、同じ介護をしている仲間と話しましょう。ぜひご参加ください。

- ▶とき 11月26日(水) 午後2時～3時30分
- ▶ところ ふれあい館
- ▶参加費 無料
- ▶申込方法 電話または窓口
- ▶申込・問い合わせ 市社会福祉協議会 地域福祉課(ふれあい館)



▲市社会福祉協議会 ホームページ

協力団体を募集しています

『市地域見守り応援隊』

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班 ☎096-248-1126



“ながら”で見守り、“気づき”を伝える

事業所や自治会などの団体に登録してもらい、通勤通学、業務、日常生活をしながら、地域を見守る活動です。高齢者や支援が必要な人など、「心配だな」と感じたり、「いつもと違う」と気づいたりしたら、市役所や警察署などに連絡し、必要な支援に繋がります。

協力団体を募集中

登録団体には、見守り活動を行なっていることを示すシンボルマークが入ったキーホルダーや車に装着するステッカーをお渡しします。登録方法は、市ホームページをご覧ください。多くの団体の登録をお待ちしています。

＼応援隊のシンボルマークです／



▲市ホームページ

ご注意ください
『市地域見守り応援隊』が自宅を訪問したり、電話をしたりすることはありません。

男女共同参画推進懇話会 便り

男女共同参画推進懇話会

長野 千春さん

ことしで、男女共同参画推進懇話会委員として3年目を迎えます。

1年目は、『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度』の導入について会議で話し合うなど、多様な性の考え方も含め、変化していく男女共同参画について、もっと勉強して理解を深めなければと、少し焦りを感じていました。しかし、時代の流れに沿って変化していくものはあっても、根本的な考え方は同じはず。今、各自が置かれている社会の中で自分らしく、生きていくことができるかどうかということが大事なのではないかと思うようになりました。

この夏、義母が亡くなりました。1年間、闘病を支え回復を願っていましたが、叶わず旅立ってしまいました。

義母は義父と二人三脚で酪農、稲作、子育てと、働きづめの毎日だったと思いますが、不平も言わ

ず、働き者の穏やかな本当に優しい人でした。経営を譲ってからは、義父と野菜作りに精を出し、家事全般を担ってくれていました。いつも、自分のことより子どもたち、孫たちのことを優先し、それが何より生き甲斐のようでした。親方気質の義父のもと、あれもこれもと大変だったろうと思っていました。最後は「幸せだったよ」と言ってくれました。

義母たちの時代は、まだまだ男はこうあるべき、女はこうあるべき、という固定観念が根強く残っていたと思いますが、悲観的にとらえるのではなく、自分の意志で、人の為、みんなの為にやること、結局は義母の望む幸せだったのだと思えるようになりました。

男女共同参画について、人それぞれとらえ方の違いはあると思いますが、自分が生きやすいと思える社会に身を置いて、自分らしく生きていけるとが理想的なのかもしれません。



▲市ホームページ 男女共同参画

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442 相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

オンラインゲーム課金

事例

クレジットカードの明細を見ると決着した覚えのない請求があった。ゲーム会社からの請求で、小学生の息子がオンラインゲームで課金していることが分かった。クレジットカードは財布から抜き取って利用したという。ゲーム会社へ返金を申し出たが一部しか認めてもらえなかった。全額返金してほしい。

(40代 女性)

解説

未成年者が、親の同意なしにお小遣いの範囲を超える契約をした場合は契約を取り消すことができます。ただし未成年者が、無断で保護者のアカウントでログインしたスマートフォン(以下スマホ)などで課金した場合は、アカウントの所有者である保護者が決済したとみなされる場合があります。

アドバイス

・保護者のスマホで遊ばせる場合は保護者のアカウントはログオフしてから渡しましょう。

- ・保護者の古いスマホやことも専用のアカウントを作成し、『ペARENTALコントロール』機能を利用して保護者が管理しましょう。
- ・事例のように保護者のクレジットカードを使用した場合は、クレジットカードの管理責任を問われる場合があります。クレジットカードの保管に注意し、スマホなどのカード情報を入れた場合は忘れずに消去しましょう。
- ・キャリア決済(携帯電話料金とまとめて支払うサービス)での課金も可能です。利用に応じて上限額を低く設定しましょう。
- ・決済完了メールに気がつければ、高額な課金を防ぐことができます。クレジットカードや携帯電話料金の明細もこまめに確認しましょう。



▲市消費生活センター